

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条  
第 1 項 の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長 殿  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長  
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 理 事 長  
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省初等中等教育局長  
藤原章夫

文部科学省総合教育政策局長  
藤江陽子

文部科学省高等教育局長  
池田貴城

高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度及び  
高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）

文部科学省では、義務教育段階修了後も、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある者が安心して教育を受けることができるよう、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、高等学校等就学支援金制度、高校生等奨学給付金制度及び高等教育の修学支援新制度を実施しております。

高等学校等就学支援金制度については、これまでも私立高校等へ通う生徒等への加算拡充を行ってきているほか、令和 5 年度からは家計急変世帯への支援を実施しています。また高校生等奨学給付金制度についても、制度創設以降、給付額を増額するなど支援の充実を図ってきたところです。両制度については、現在も各種会議等で周知を行っているところですが、高等学校等への進学にあたり、こうした支援の拡充がなされていること、特に今年度からは高等学校等就学支援金制度において、年度途中で家計が急変した場合にも申請を行うことができる点も踏まえ、一層丁寧に周知していただくことが重要です。

また、令和2年度より開始された高等教育の修学支援新制度については、令和2年度は約27万人、令和3年度は約32万人、令和4年度は約34万人に対して支援を実施し、制度開始前の平成30年度には約40%と試算された住民税非課税世帯に属する者の大学・短期大学・高等専門学校・専門学校への進学率は、令和4年度試算では約57%と約17ポイント向上するなどの成果をあげつつあります。令和4年5月10日に教育未来創造会議が取りまとめた「我が国の未来をけん引する大学等と社会の在り方について（第一次提言）」においては、奨学金等の学びの支援の情報が必要とする学生や設置者等に届くよう、初等中等教育段階から繰り返しの情報提供を促進することが明記されております。

一方で、中学校段階における生徒や保護者に関する調査によると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子供が将来どの段階まで進学するかの希望・展望に関して「大学またはそれ以上」と回答した割合が低いという傾向がみられます（内閣府「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」より）。その背景として、経済的な理由を挙げる者が多く、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校への進学前の段階で、生徒及び保護者に対して、返済不要の給付型奨学金をはじめとする支援策（高等教育の修学支援新制度）が十分に認知されていない可能性があると考えております。

こうしたことを踏まえ、生徒等一人一人が、各種支援制度を十分に認識した上で、経済的な理由により進学を断念せず、希望する進路選択ができるよう、下記の観点から、きめ細かな情報提供に努めていただくよう願います。

本件について、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、市町村教育委員会はその設置する学校に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所轄の学校等に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学長におかれては、その附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その設置する海上技術学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知くださいますようお願いいたします。

## 記

### 1. 支援を必要とする者に対する丁寧な情報提供

別添資料等を用いて、初等中等教育段階から、高等学校段階及び高等教育段階における修学支援制度について、積極的に周知すること。その際、非課税世帯など経済的な支援を必要とする者、特に、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の受給対象者などに対して、生徒等の心情や生徒等及び保護者のプライバシーにも配慮しながら、丁寧な周知を行うこと。

## 2. 教職員への十分な周知

高等学校段階及び高等教育段階における修学支援制度について、管理職や進路指導主事、経済的な支援を必要とする生徒等やその保護者と関わる機会の多いスクールソーシャルワーカー等の教職員に対しても、高等学校等就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度、高等教育の修学支援新制度をはじめとした各種支援策等を十分に周知し、必要に応じて、支援策にかかる知見に基づき生徒等や保護者に助言を行うことができるような体制を構築すること。

### <別添資料>

- 別添 1 高校生等への修学支援について（高等学校等就学支援金リーフレット）
- 別添 2 高校生等への修学支援について（高校生等奨学給付金リーフレット）
- 別添 3 高等教育の修学支援新制度について（児童生徒向け資料①、②）
- 別添 4 高等教育の修学支援新制度について（学校関係者向け資料①、②）

#### 【本件連絡先】

- 高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度について

文部科学省初等中等教育局

修学支援・教材課高校修学支援室

電話番号：03-5253-4111(内線 3578)

- 高等教育の修学支援新制度について

文部科学省高等教育局

学生支援課高等教育修学支援室

電話番号：03-5253-4111(内線 3496)

(うち公立大学・短大・高専、

国立・公立・私立専門学校関係)

電話番号：03-5253-4111(内線 3280)

※総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室内

※各学校からはまず都道府県に

お問い合わせください。

大切な  
お知らせ

# 高校生の学びを支えます。

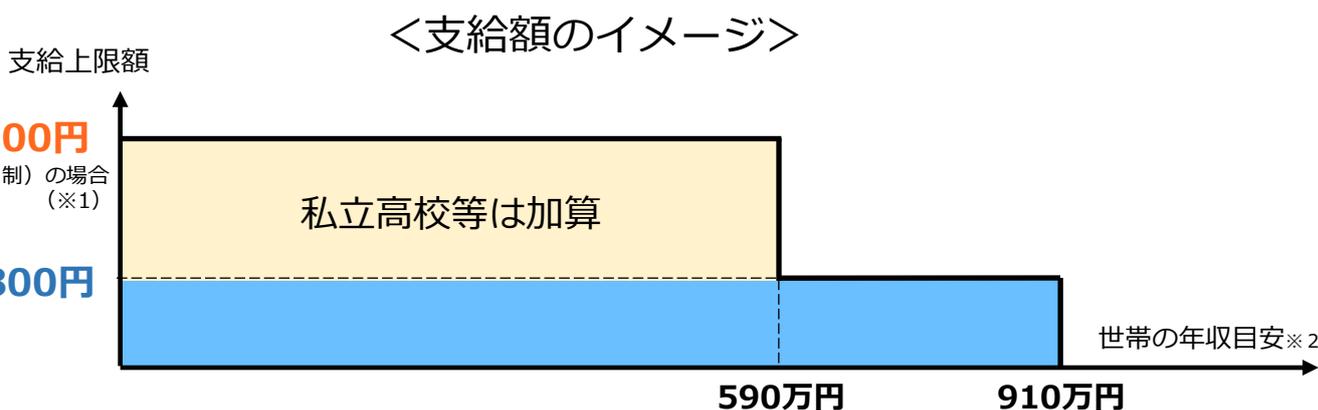
## 高等学校等就学支援金

返還不要の授業料支援が受けられます。



**判定基準** (裏面参照) を満たした、日本国内に住所を有する方が対象です。

※ 学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など



※ 1 私立高校（通信制）は29万7,000円

国公立の高等専門学校（1～3年）は23万4,600円が支給上限額

※ 2 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安（家族構成別の年収目安は裏面下表参照）

※ 学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトには、  
制度の最新・詳細情報、各都道府県担当連絡先などを掲載しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN



高校生等への修学支援

検索



## お申込みについて

### (新入生の皆さん)

**入学時の4月**など手続きが必要な時期に学校から案内があります。必ず確認してください。

### (在校生の皆さん)

**収入状況の届出が必要となる7月頃まで**に学校から案内があります。

※原則として、**オンラインで申請**します。また、**マイナンバーを利用**することで手続きが簡単になります。  
(都道府県ごとに申請方法が異なるので、学校からの案内に従って申請してください。)

## 対象となる方の判定基準について

次の計算式(両親2人分の合計額)により判定します。

### 【計算式】

**市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額**

※ 政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じて計算する。

上記による算出額 < **15万4,500円** → **支給額：最大39万6,000円**

(15万4,500円以上)  
< **30万4,200円** → **支給額：11万8,800円**

※マイナポータル上での項目名  
・課税所得額(課税標準額)  
・市町村民税\_調整控除額

ご自身の課税標準額などはマイナポータルで「わたしの情報」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



### (参考) 支援の対象になる世帯の年収目安

	子の人数	11万8,800円の支給	39万6,000円の支給
両親のうち一方が働いている場合	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約950万円	～約640万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約960万円	～約650万円
両親共働きの場合	子2人(高校生・中学生以下) <small>扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,030万円	～約660万円
	子2人(高校生・高校生) <small>扶養控除対象者が2人の場合</small>	～約1,070万円	～約720万円
	子2人(大学生・高校生) <small>扶養控除対象者が1人、特定扶養控除対象者が1人の場合</small>	～約1,090万円	～約740万円

※支給額は、私立高校(全日制)の場合。

※子について、中学生以下は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳の場合。

※給与所得以外の収入はないものとし、両親共働きの場合、両親の収入は同額として計算した場合。

## 家計急変支援制度について

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。家計急変事由が発生した場合、速やかに学校に相談(又は申請)してください。

主な要件

対象となる家計急変事由に該当  
+  
世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額

月額：33,000円  
※公立高校等は  
月額：9,900円

文部科学省家計急変支援制度サイト

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/01754.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html)



## お問合せについて

学校または都道府県へお問い合わせください。

公立 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292209.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292209.htm)

私立 [https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/1292214.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/1292214.htm)

▽公立



▽私立





# 高校生等奨学給付金

～奨学のための給付金～

## 高校等の教育費を支援します！

- 教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する **返還不要の給付金** です。
- **生活保護世帯、住民税所得割が非課税の世帯**が対象です。  
※ **家計が急変して非課税相当になった世帯**も対象になります。
- **学校またはお住まいの都道府県**への申し込みが必要です。  
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別々に申し込みが必要です。
- **新入生**は、4～6月に**一部早期支給**の申請ができます。  
※ 都道府県によって実施状況が異なります。

### 令和5年度の給付額

世帯状況	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯【全日制等・通信制】	32,300円	52,600円
非課税世帯【全日制等】（第1子）	117,100円	137,600円
非課税世帯【全日制等】（第2子以降） ※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700円	152,000円
非課税世帯【通信制・専攻科】	50,500円	52,100円

※家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります。



詳しくは、**学校またはお住まいの都道府県**にお問い合わせください。

文部科学省のwebサイトに都道府県のお問合せ先などを掲載しています。

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm)



かね しんぱい だいがく せんもんがっこう まな  
**お金の心配なく大学や専門学校**などで学びたいみなさんへ

くに しえんせいど つか だいがく せんもんがっこう かよ  
**国の支援制度**を使って**大学や専門学校**などに通うなら  
 (高等教育の修学支援新制度)

① **授業料や入学金が無料**になる場合や、**少なくなる**場合があります。

② **将来返さなくてよい**、**生活費**などに使える**お金を貰えます**。

修学支援  
新制度



りょうほう しえん  
**両方が支援されることに。**



くわ しょうほう がっこう せんせい たず  
**詳しい情報は学校の先生にお尋ねください。**

文部科学省  
特設HP



「学びたい気持ちを応援します」  
 (制度全体の概要を確認できます。)

# お金の心配なく**大学や専門学校**で学びたい生徒のみなさんへ



2020年4月から新制度がスタートしています!

**対象** 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

**支援内容** 大学・短大・高専(4~5年)・専門学校の

授業料・入学金の  
免除/減額

+

給付型奨学金の  
支給

返済不要!

**申請期間** 高校3年の4月以降(学校ごとに異なります)

※進学後に大学等で申し込むこともできます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。「高等教育の修学支援」公式キャラクター「まねご先生(左)とまなびーニャ(右)」
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打切りもあります。)

(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。

修学支援  
新制度



## くわしい情報はこちら

文部科学省 高等教育の修学支援  
特設HP LINE公式アカウント



「学びたい気持ちを応援します」  
(制度全体の概要を確認できます。)

日本学生支援機構  
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」  
(自身が対象となるかなどを  
大まかに調べられます。)

## 支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター  
電話:0570-666-301(月~金, 9:00~20:00)  
\*土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。  
\*給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口  
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については,  
各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

# 新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

## ポイント① 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

## ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など（注）にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

（注）高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

## ポイント③ 進学前の予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。（高校向け）

※予約採用（在学前の採用）の申込受付は、4月から7月末までです。

※進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

## ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター  
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ  
「**学びたい気持ちを応援します**」  
（制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター  
「**給付奨学金シミュレーション**」  
（自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。）



# 2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート!



## 対象になる学校は?

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校  
に通う学生が支援を受けられます。



## どんな学生が対象になるの?

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件  
を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

&



進学先で学ぶ意欲が  
ある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

**将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です**

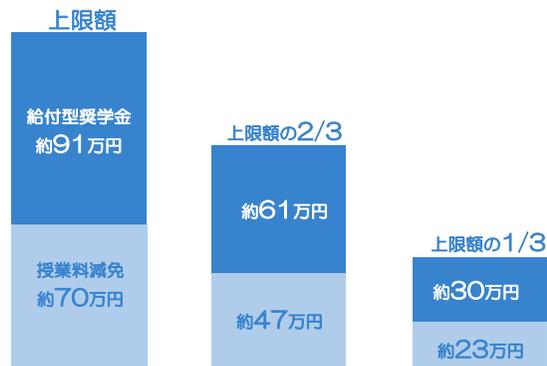
- ※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等）も対象  
・生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けていれば非課税世帯として支援対象  
・社会的養護を必要とする者は、本人の所得のみで判定し低所得であれば支援対象

## 世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの?

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、  
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金  
シミュレーター



自分が支援  
の対象になるか調べて  
みよう。

年収目安

～270万円  
住民税非課税世帯  
〈第Ⅰ区分〉

～300万円  
〈第Ⅱ区分〉

～380万円  
〈第Ⅲ区分〉

**注) 年収目安はあくまでも一例です。兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります**

## 給付型奨学金の支給額は?

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。  
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

### 給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区分	自宅通学		自宅外通学	
	国公立	私立	国公立	私立
大学・短期大学・専門学校	約35万円	約46万円	約80万円	約91万円
高等専門学校	約21万円	約32万円	約41万円	約52万円



## 授業料・入学金のサポートは?

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。  
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

### 授業料等の免除・減額の上限額(年額)

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

